

# 第4章

---

## ごみ処理の当面の目標

1. 基本目標及び基本方針
  - 1) 基本目標
  - 2) 基本方針
  - 3) 基本目標達成のための役割
  
2. 計画の目標
  - 1) 目標の考え方
  - 2) 将来人口の推計
  - 3) 将来ごみ量の推計
  - 4) 推計結果と既定計画目標値との比較
  - 5) 計画の目標



## 第4章 ごみ処理の当面の目標

### 1 基本目標及び基本方針

#### 1) 基本目標

本市は、温暖な気候、豊富な温泉資源、太陽光などの自然エネルギー、九州で一番大きな池田湖の水資源、全国的にも珍しい陸繋島の知林ヶ島、開聞岳など素晴らしい自然景観地があります。自然界からの恵みが有限であることを認識し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためには、貴重な資源を有効に活用して、できるだけ環境への負荷が少ない地域社会をつくる必要があります。

それを実現するために、既定計画を踏襲し『人と自然との共生を目指した循環型社会の構築』を基本目標とします。

#### 基本目標

人と自然との共生を目指した循環型社会の構築

#### 本市が目指す循環型社会

私たちは、太陽、海、山、湖、温泉等、様々な自然環境の恵みを受けて生活しています。これらは、私たちが、次世代に引き継いでいかなければならない貴重な財産です。

これまでのように、大量に生産し、消費し、廃棄する生活を改め、これからは、限りある資源を有効に活用し、地球にやさしい生活を実践していく必要があります。

環境保全や資源循環は、行政だけが行っていたのでは、時間も経費もかかりすぎます。迅速にかつ効率的に、環境への負荷を低減していくためには、市民一人ひとりが環境への関心を深め、自ら率先して行動を起こすことが求められています。同時に、市民・事業者・行政が協働して、資源の有効活用、再利用、ごみの減量化・資源化を推進することが重要です。

私たちが5Rの実践に向けた努力を積み重ねることで、自然との共生が可能となるのです。

混ぜればごみ、分ければ資源と言われていますが、本市では、分別収集している資源も含めて発生するごみそのものを削減できる社会づくりを目指していきます。

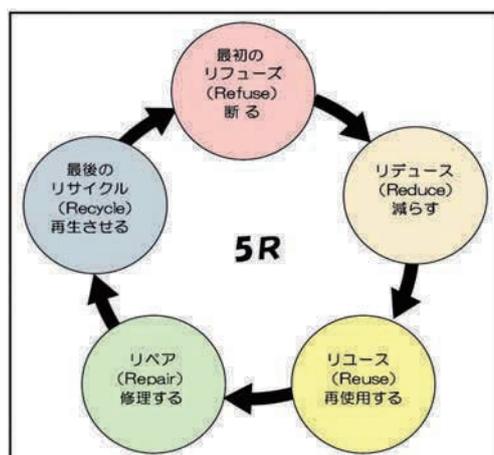


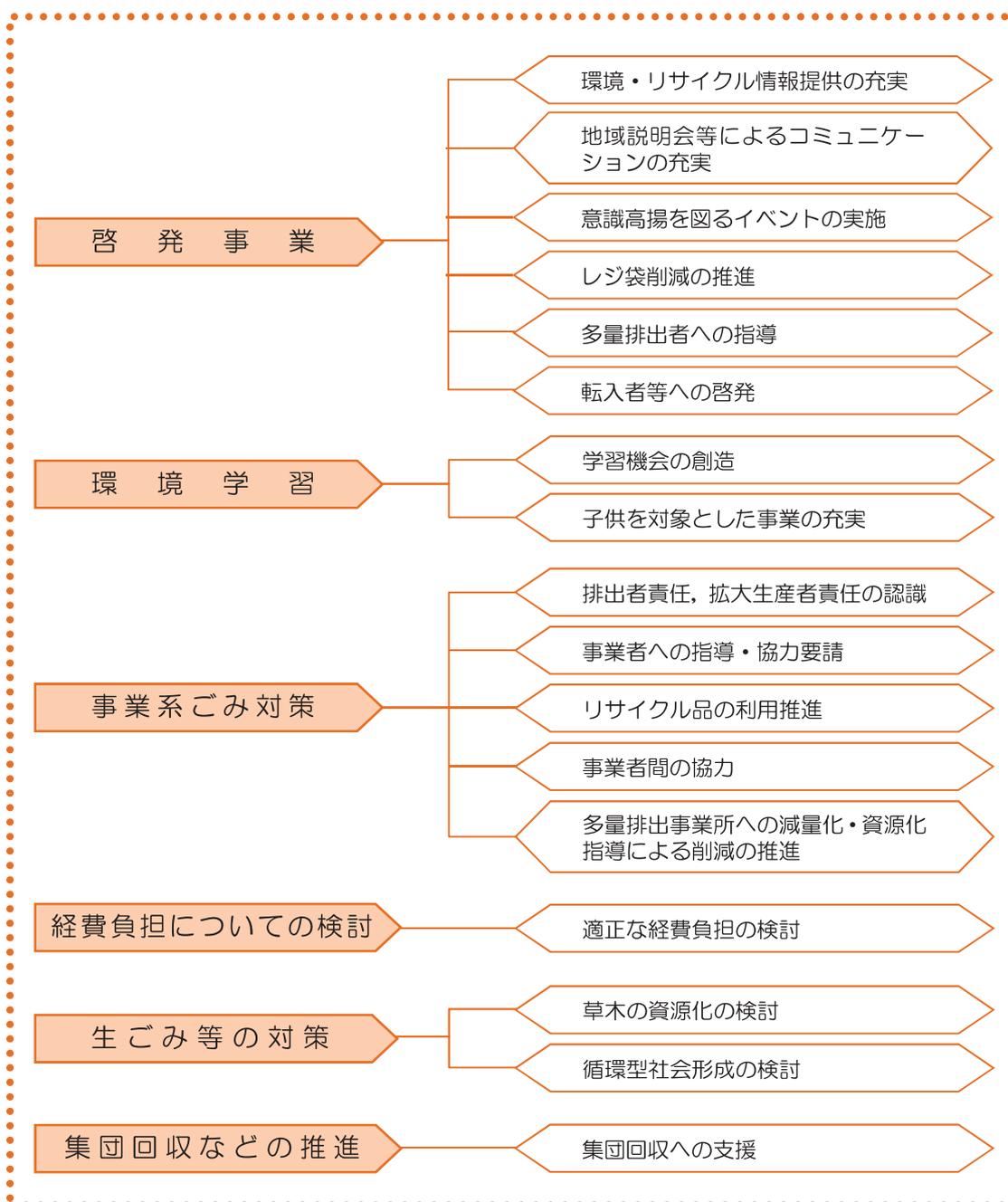
図 4-1 5R(リフューズ, リデュース, リユース, リペア, リサイクル)

## 2) 基本方針

基本目標を達成していくための基本方針についても、既定計画を踏襲し、次のとおり定めます。

方針1：自然と恵みを上手に使い浪費を抑制します。

天然資源の浪費を抑制するために、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や排出者責任を踏まえた取り組み、市は市民・事業者を支援するための取り組みとして、以下の施策を推進します。



啓発事業

<p><b>環境・リサイクル情報提供の充実</b></p>	<p>ごみ処理に関する情報をはじめ、ごみの発生抑制、資源化等を含めて、国・県・市の取り組みなどの情報を迅速かつ正確に広報・啓発チラシ、ホームページ、アプリなどを使って提供していきます。</p>
<p><b>地域説明会等によるコミュニケーションの充実</b></p>	<p>情報提供の充実にあわせて、自治会、環境衛生協力会長などと連携を図り、地域説明会を実施する等して、市民に対しごみ減量、資源化への協力を求めています。</p>
<p><b>意識高揚を図るイベントの実施</b></p>	<p>市民の関心を高めるため、環境や資源循環に関するイベント、再生事業者の工場見学等を開催します。また、参加者やリピーターを確保するためのPRの強化、開催頻度の増加などを図ります。</p>
<p><b>レジ袋削減の推進</b></p>	<p>レジ袋については、事業者が主体的にポイント制等を導入したマイバッグキャンペーンや袋を有料化する等の取り組みが行われるようになってきています。これらの活動を支援し、周知を図ることによってレジ袋を削減していきます。</p>
<p><b>多量排出者への指導</b></p>	<p>引っ越し、年末年始などの際に多量にごみが排出されないよう排出者に対し、使えるもの、資源化できるものはリサイクルショップや廃品回収で引き取ってもらい、有効に利用してごみを減らすよう指導していきます。</p>
<p><b>転入者等への啓発</b></p>	<p>転入者、観光客、外国人等に対してのごみの発生抑制、分別排出等について周知を徹底します。</p>

環境学習

学習機会の創造

講演会・懇談会を開催するほか、職員が出向く説明会や出前講座などにより、情報提供、意識啓発、要望の把握に努めます。また、実施に当たっては、環境問題や廃棄物問題に取り組むNPOなどと連携して、より効果的なものとなるように努めます。

子供を対象とした事業の充実

小学生を対象とした環境教育のための、ごみ減量・資源化等教材（ワークブック）を作成し、幼少期からの環境教育の充実を図ります。環境衛生協力会と連携し、環境美化標語の募集を行い、生徒に対して環境美化の意識を培っていきます。

事業系ごみ対策

<p><b>排出者責任，拡大生産者責任の認識</b></p>	<p>事業系の一般廃棄物については，自ら減量化，資源化，適正処理を行うように啓発します。</p> <p>事業者がごみを排出する場合には，自ら処理施設へ持ち込むか，許可業者に収集を依頼します。家庭ごみのステーションに排出することのないよう指導を徹底します。</p> <p>また，生産，流通，消費，廃棄の各場面において，ごみの発生を抑制し，資源化が図れるようサービスのあり方について工夫を促します。</p>
<p><b>事業者への指導・協力要請</b></p>	<p>一般廃棄物・産業廃棄物の区分の明確化，法令や施策について周知を図りながら，事業者に対して，チラシ，パンフレットの配布や訪問指導を積極的に展開し，減量化を促進します。</p>
<p><b>リサイクル品の利用推進</b></p>	<p>事業活動において積極的にリサイクル製品や環境に配慮した商品を取り揃え，自らもそうした商品を活用するよう要請します。また，店頭回収等の実施・協力により，資源の有効利用と環境保全を推進するよう指導していきます。</p>
<p><b>事業者間の協力</b></p>	<p>事業者自らが資源のリサイクルルートや適正処理を図ることが困難な場合も考慮し，事業者間での連携，協力を推進します。</p>
<p><b>多量排出事業所への減量化・資源化指導による削減の推進</b></p>	<p>ごみの多量排出事業者には，廃棄物の減量化・資源化に関する計画の策定等を指導することにより，計画的なごみ量の削減を推進します。</p>

経費負担についての検討

**適正な経費負担の検討**

ごみ減量・資源化の取組の効果が表れず、ごみ量が減らない場合においては、指定ごみ袋の価格改定による経済的インセンティブについて検討します。

生ごみ等の対策

**草木の資源化の推進**

草木の適正な処理のため、公共施設（公園・道路等）から伐採作業で出る草木の堆肥化や流通ルートについて調査・研究します。

**循環型社会形成の検討**

生ごみについても有効な資源となることから、研究機関や事業者とともに、生ごみを堆肥として処理できるような仕組みや、利用先まで含めた6次産業化等の構築など、地域に根ざした活用の方法について調査・検討します。

集団回収などの推進

**集団回収への支援**

地域で取り組まれている集団回収の推進を図るため、活動場所の提供や用具の貸与、活動のPR等を行い支援します。

方針2：環境負荷の少ない資源循環型の処理・処分を実施します。

発生抑制や減量化に取り組んだ上で排出されるごみについても、その中から資源や潜在的なエネルギーの回収に努めます。

市民・事業者に徹底した分別の協力を求め、収集体制の見直しや資源の分別回収品目の追加を行います。

施設整備に合わせて、環境に配慮した安全で適正な処理体制を整備します。

① 収集・運搬



排出ルールへの厳守

ごみの分け方・出し方の周知

資源として分別収集しているものが、燃えるごみや燃えないごみとして排出されないよう、ごみの分け方と出し方のパンフレットの活用方法について周知を図ります。  
特に排出ルールが守られない場合には、マナーの指導、ステーションの監視などを行います。  
各地区の資源ごみのステーション等に資源ごみ分別収集推進員を配置し、指導を行います。

収集体制の見直し

収集体制の整備

ごみの減量化・資源化の推進に伴い、今後ごみの排出量は減少することが見込まれます。  
一方で、資源ごみの分別収集の拡充により、資源ごみ収集量が増加する見通しです。  
そのため、ごみ量、資源ごみ量の推移に対応した収集・運搬体制の整備に努めます。

収集・運搬許可の適正化

ごみ減量化・資源化に伴うごみ量の減少や一般廃棄物、産業廃棄物の区分の明確化に伴う一般廃棄物量の増加等、施策の実施や法制度の施行に伴うごみ量の変化を捉え、将来の推移を見極めながら、許可業者の収集能力を考慮して許可の可否を判断していきます。

粗大ごみの戸別収集

高齢化社会の進行に対応するため、高齢者に配慮した粗大ごみの戸別収集について検討します。

収集車両の見直し

低公害を目指す車両及び燃料の導入

収集車からの排気ガスに含まれる有害物質の低減を図るため、収集車両を新規導入する際には、低公害車や廃食用油から生成した軽油代替燃料の利用等を調査・検討します。

② 中間処理・最終処分

中間処理については、適正処理が行えるような処理体制を構築するとともに、資源化やエネルギー利用を促進するための体制づくりに努めます。



# 第5章

## 目標実現に向けた施策の展開

1. 重点施策

2. 個別施策と取り組み



中間処理

既存施設の運営

**処理体制の充実**

ごみ処理を円滑に行うため、組合の処理施設に搬入される、ごみ焼却量の削減を図ります。また、適正処理が行えない場合には、近隣自治体への処理委託等を行うなどの対応をします。

リサイクル推進施設

**民間活用の推進**

優れたリサイクル技術や安定したリサイクルルートを有した民間事業者を活用し、市の資源化事業を活性化していきます。

最終処分

最終処分対策

**埋立量の削減**

ごみの発生抑制・資源化に係る各種施策，資源分別の強化，分別品目の追加，焼却処理・破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により，埋立量の削減を図ります。

埋立完了処分場の対応

**埋立完了処分場の跡地利用**

市が管理する3カ所の埋立処分場については，統合を検討したうえで適正に閉鎖し，有効利用方法等を検討していきます。

### 3) 基本目標達成のための役割

基本目標を達成するため、市民・事業者・行政の役割についても、既定計画を基本的に踏襲します。

#### ◆◆ これからの市民の役割 ◆◆

すぐにできること、簡単に取り組めることから実践していきます。

購入する際に、環境や資源循環に配慮します。捨てる前に、再使用できないか、資源化できないか、生ごみは水切りしたか、もう一度考えます。

学校や市民団体が行っているリサイクル活動、市が行っている分別回収や拠点回収、事業者が行っている店頭回収や不用品引き取りなど、身近なところで実施されている資源化活動に参加します。

#### ◆◆ これからの事業者の役割 ◆◆

生産に際しては、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制し、再使用や資源化を考慮した商品開発が求められ、商品の流通、販売に際しては、環境にやさしい商品を取り揃え、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備を進めます。

市民に身近なところでは、過剰包装の抑制や店頭回収の実施、不用になったものの再使用や資源化の方法をPRするなど、市民が自然に取り組める仕組みを作ります。

#### ◆◆ これからの行政の役割 ◆◆

市は、グリーン製品の調達、ごみの再生、資源化を中心とした事業活動を強化していきます。

市民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習機会の創造を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を深めます。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図り、分別区分・収集体制の見直しや循環型社会基盤施設の整備、新たな施策を取り入れるなどの改革を推進します。

## 2 計画の目標

### 1) 目標の考え方

計画の目標は、環境省の定める「ごみ処理基本計画策定指針」の考え方に基づき、指宿市の将来人口や将来のごみ排出量の見込みを踏まえた上で、設定します。

### 2) 将来人口の推計

本計画では、上位計画にある、「第二次指宿市総合振興計画」の策定に資する「指宿市人口ビジョン」における将来人口の推計と整合を図り、図4-2のとおり設定しました。

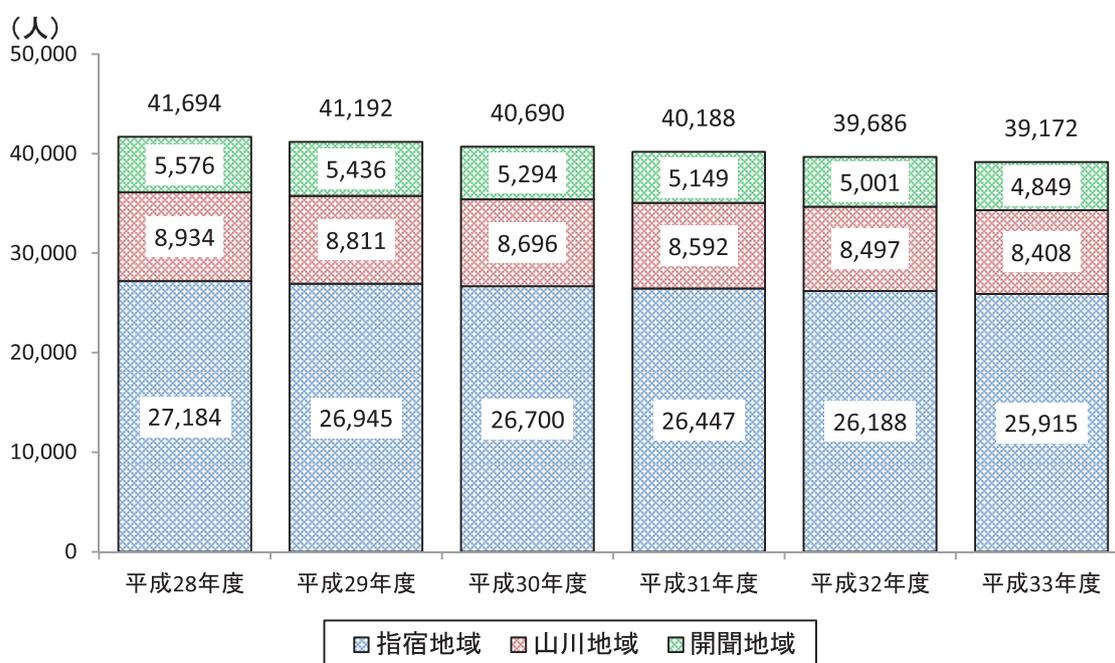


図4-2 将来人口の推計

### 3) 将来ごみ量の推計

#### (1) 将来推計の手法

ごみ排出量の将来推計方法を図4-3に示します。

まず、計画処理区域内人口(=計画収集人口)は、将来人口と同様とします。

家庭系ごみ量の将来推計は、家庭系ごみ原単位の実績値(平成23年度～平成27年度)を用いてトレンド法(※)で予測し、計画処理区域内人口との乗算(掛け算)で求めます。また、事業系ごみは、排出量の年1日平均量である事業系ごみ原単位の実績値(平成23年度～平成27年度)を用いてトレンド法により直接予測します。

さらに災害・減免ごみについては、その性質上、トレンド法による予測が適さないため、実績値(平成23年度～平成27年度)の平均値を予測値とします。

これらの各予測値を加算して求めた値を総ごみ排出量の推計とします。

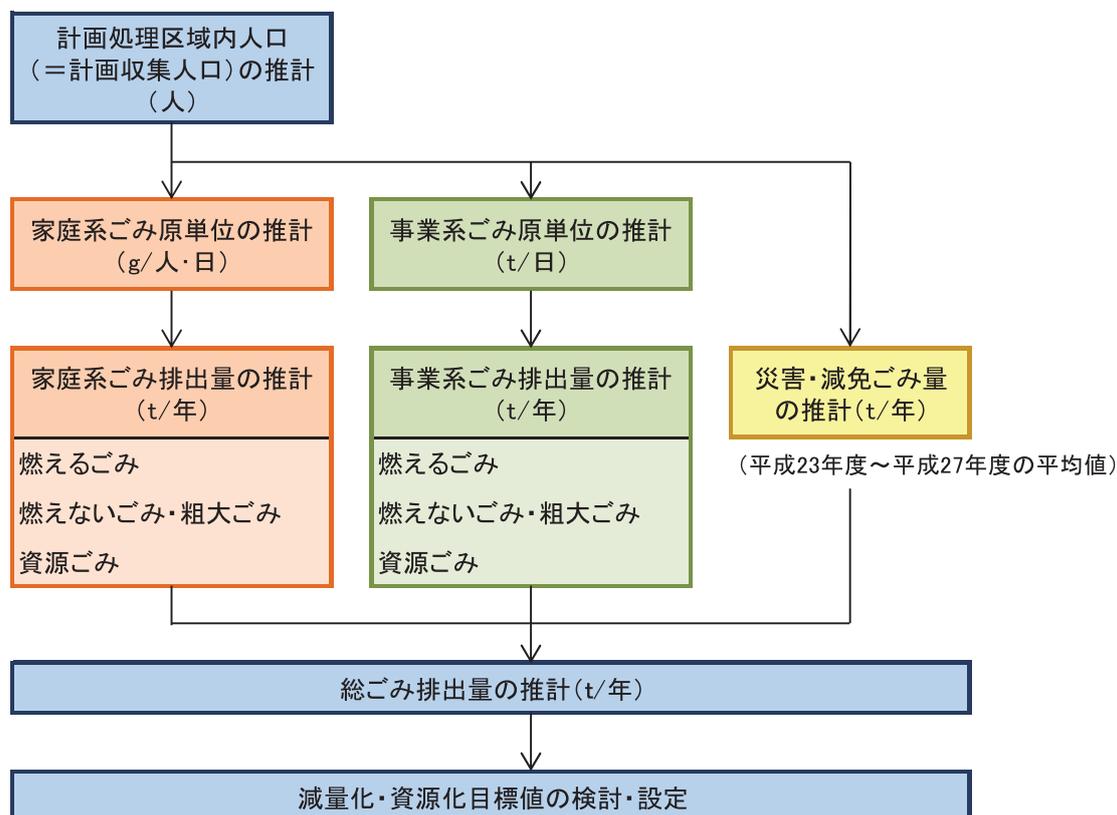


図4-3 ごみ排出量の将来推計方法

※トレンド法とは、過去の実績の傾向(トレンド)を基に、回帰式を用いて将来推計を行う方法です。

(2) 将来推計結果

①家庭系ごみ量

現状のまま推移した場合として、家庭系ごみ原単位の推計を図4-4に示します。平成33年度の家庭系ごみ原単位は、平成27年度と比べ約1.9%増加する見込みです。

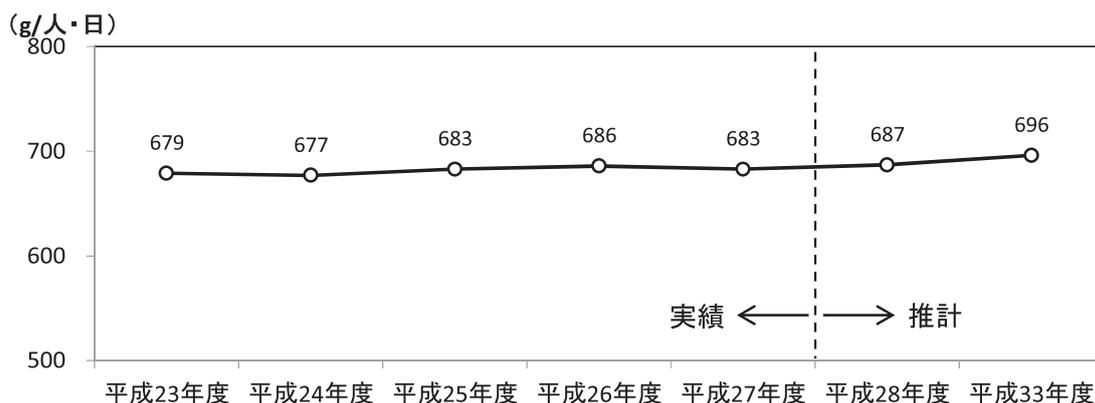


図4-4 家庭系ごみ原単位の推計(現状のまま推移した場合)

次に、推計した家庭系ごみ原単位に、将来人口を乗じて求めた、家庭系ごみ排出量の推計を図4-5に示します。

家庭系ごみ原単位は、増加する見込みですが、計画処理区域人口が約7.6%減少することから、家庭系ごみ排出量は、平成27年度と比較して、約5.8%減少する見込みです。

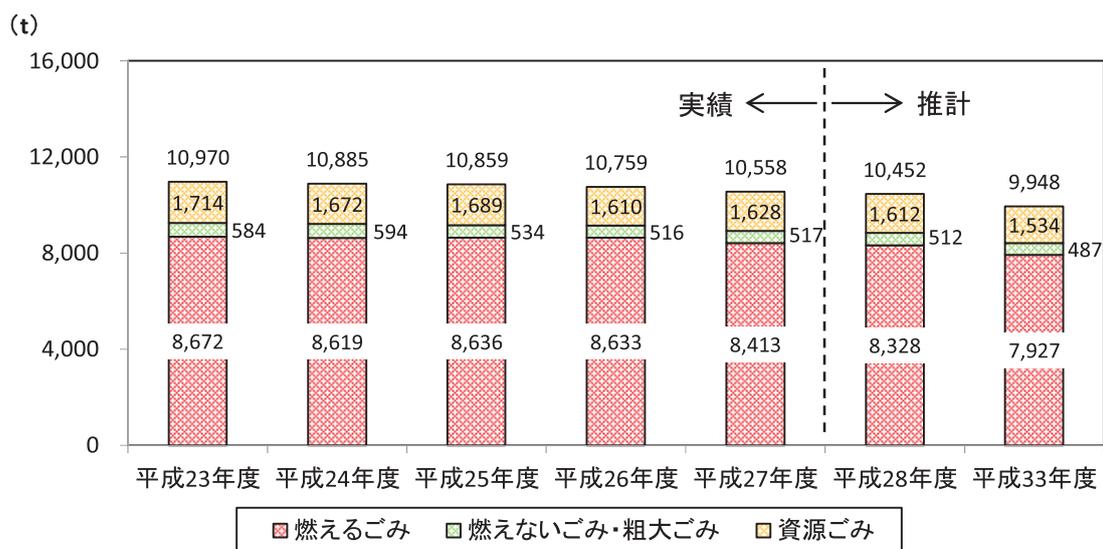
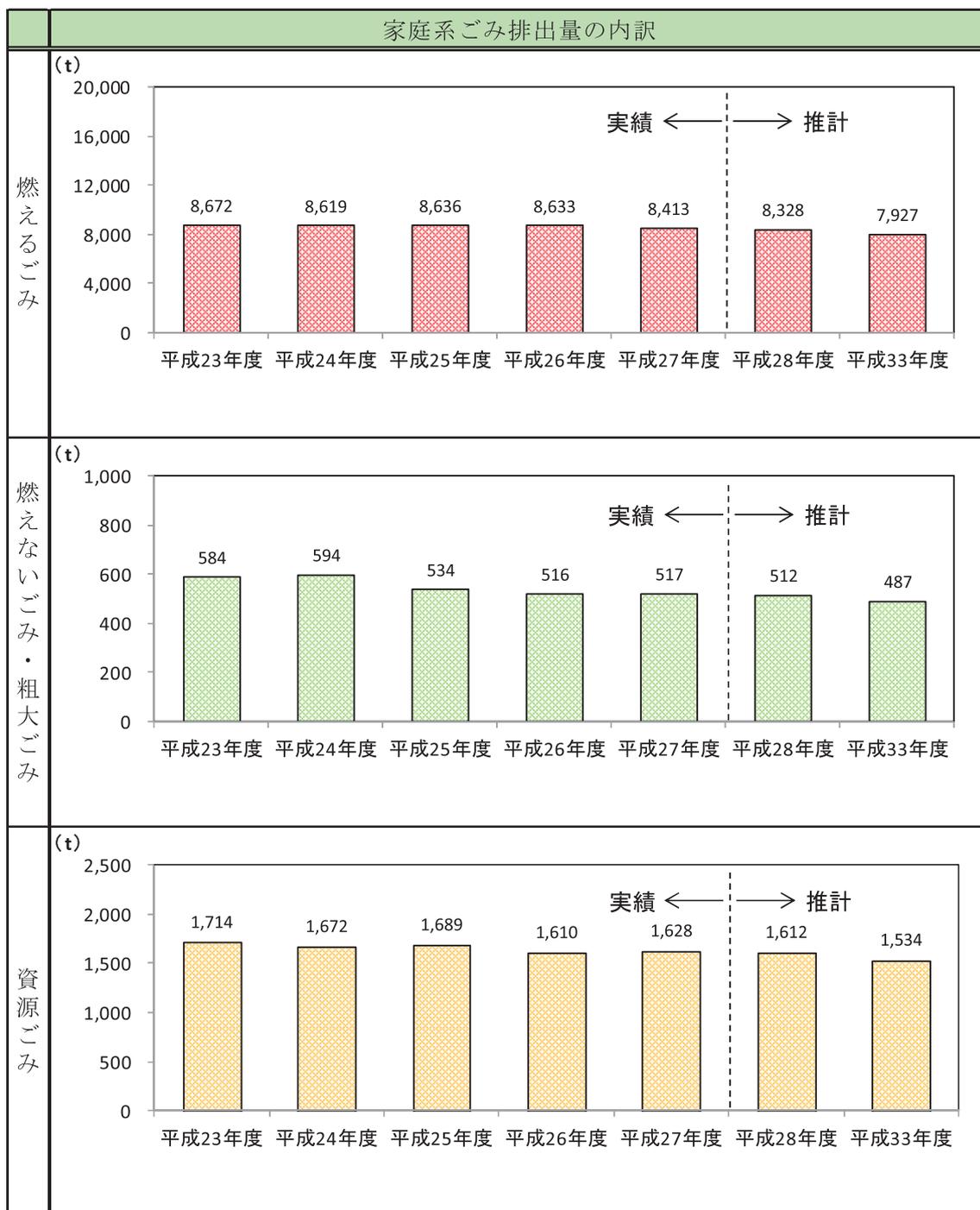


図4-5 家庭系ごみ排出量の推計(現状のまま推移した場合)

次に、家庭系ごみ排出量の内訳を表4-1に示します。

燃えるごみ、燃えないごみ・粗大ごみ、資源ごみの排出量は、いずれも減少傾向となる見込みです。

表4-1 家庭系ごみ排出量の内訳(現状のまま推移した場合)



②事業系ごみ量

現状のまま推移した場合として、事業系ごみ原単位の推計を図4-6に示します。

平成33年度の事業系ごみ原単位（日量）は、平成27年度と比べ約2.8%減少する見込みです。

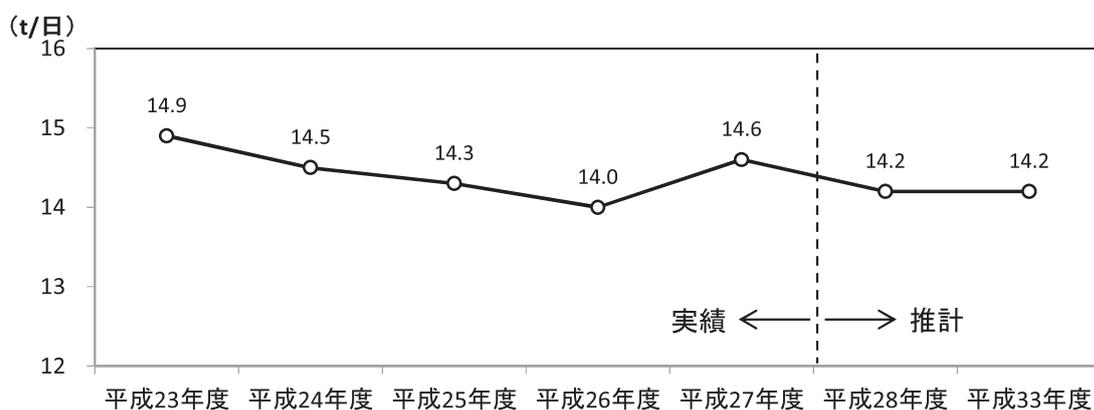


図4-6 事業系ごみ原単位の推計(現状のまま推移した場合)

次に、事業系ごみ排出量（年間量）の推計を図4-7に示します。

事業系ごみの原単位は、人口を勘案した値ではないため、それを基にして求めた年間量は、日量と同様に、平成27年度と比較して、約2.8%減少する見込みです。

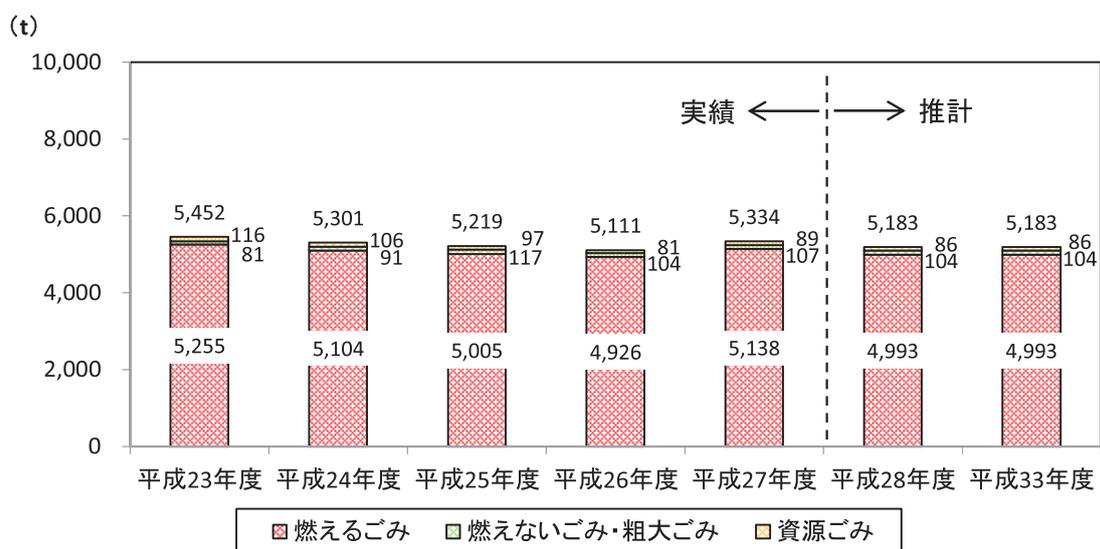
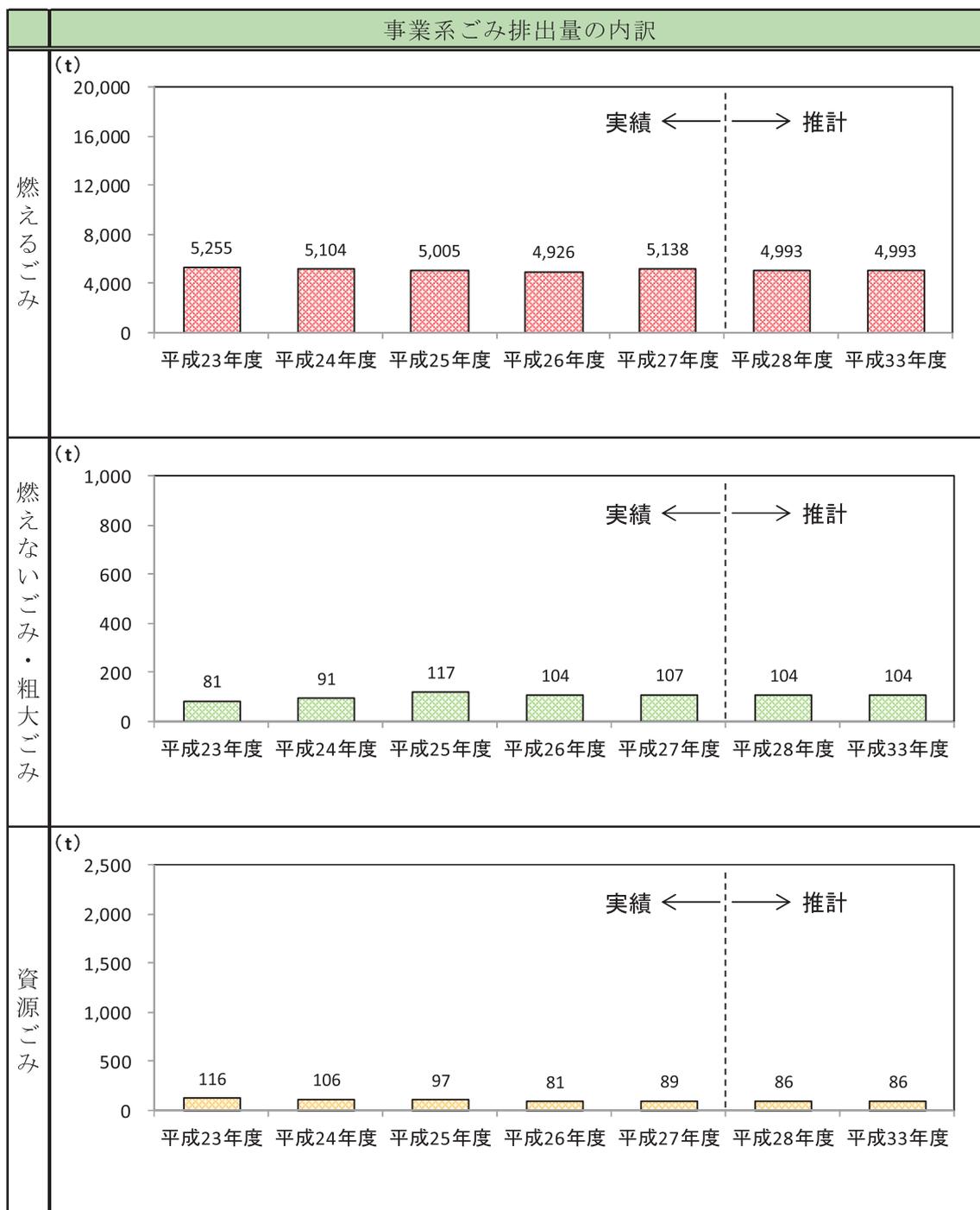


図4-7 事業系ごみ排出量の推計(現状のまま推移した場合)

次に、事業系ごみ排出量の内訳を表4-2に示します。

燃えるごみ、燃えないごみ・粗大ごみ、資源ごみの排出量は、いずれも減少傾向となる見込みです。

表4-2 事業系ごみ排出量の内訳(現状のまま推移した場合)



③災害・減免ごみ量

災害・減免ごみ量の推計を図4-8に示します。

災害・減免ごみ量の実績値（平成23年度～平成27年度）の平均値は327tであり、この値を推計としました。

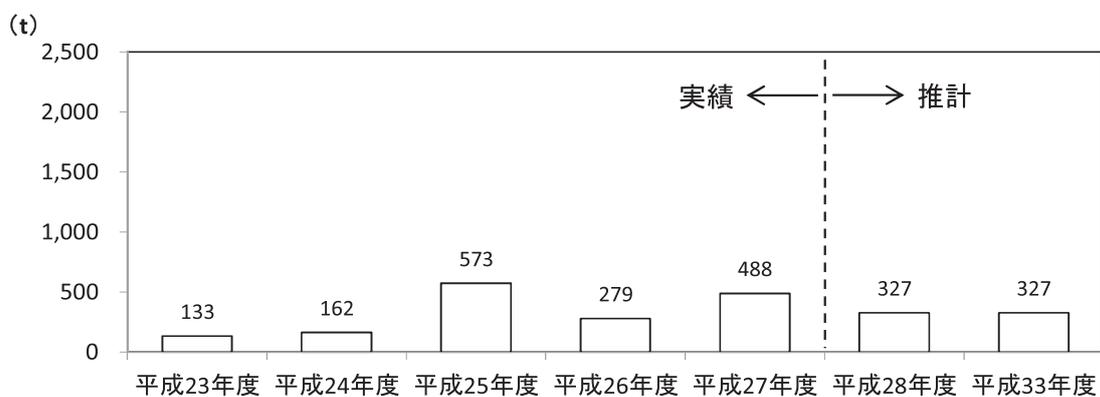


図4-8 災害・減免ごみ量の推計(現状のまま推移した場合)

④総ごみ排出量

家庭系ごみ排出量と事業系ごみ排出量及び災害・減免ごみ量を加算した総ごみ排出量の推計は図4-9に示すとおりとなり、平成27年度と比べて約5.6%減少すると推計されます。

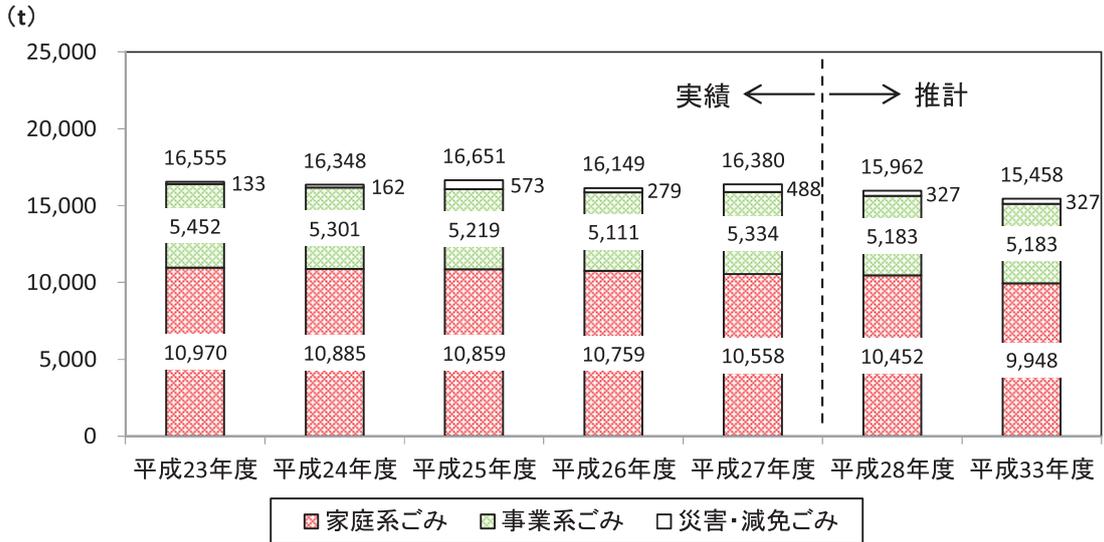


図4-9 総ごみ排出量の推計(現状のまま推移した場合)

なお、計画目標年次である平成33年度の総ごみ原単位は、総ごみ排出量の推計値を計画処理区域内人口で除算して算出した結果、図4-10に示すとおりとなります。

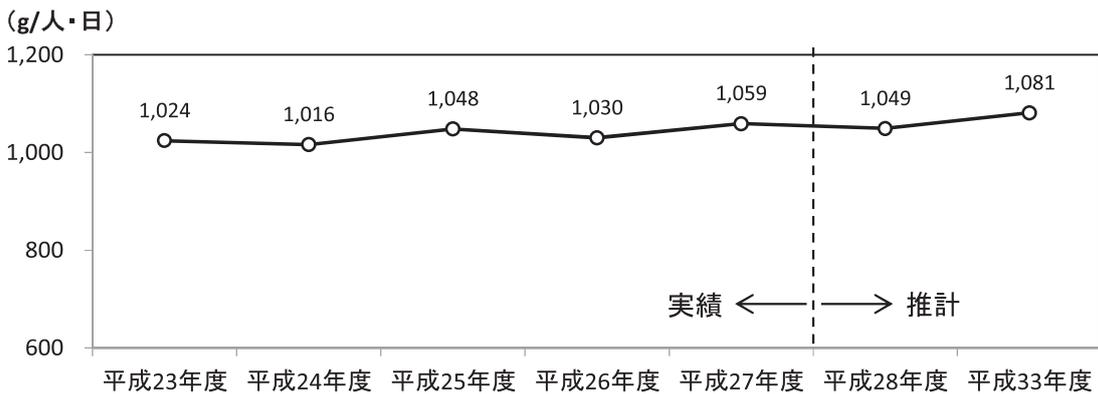


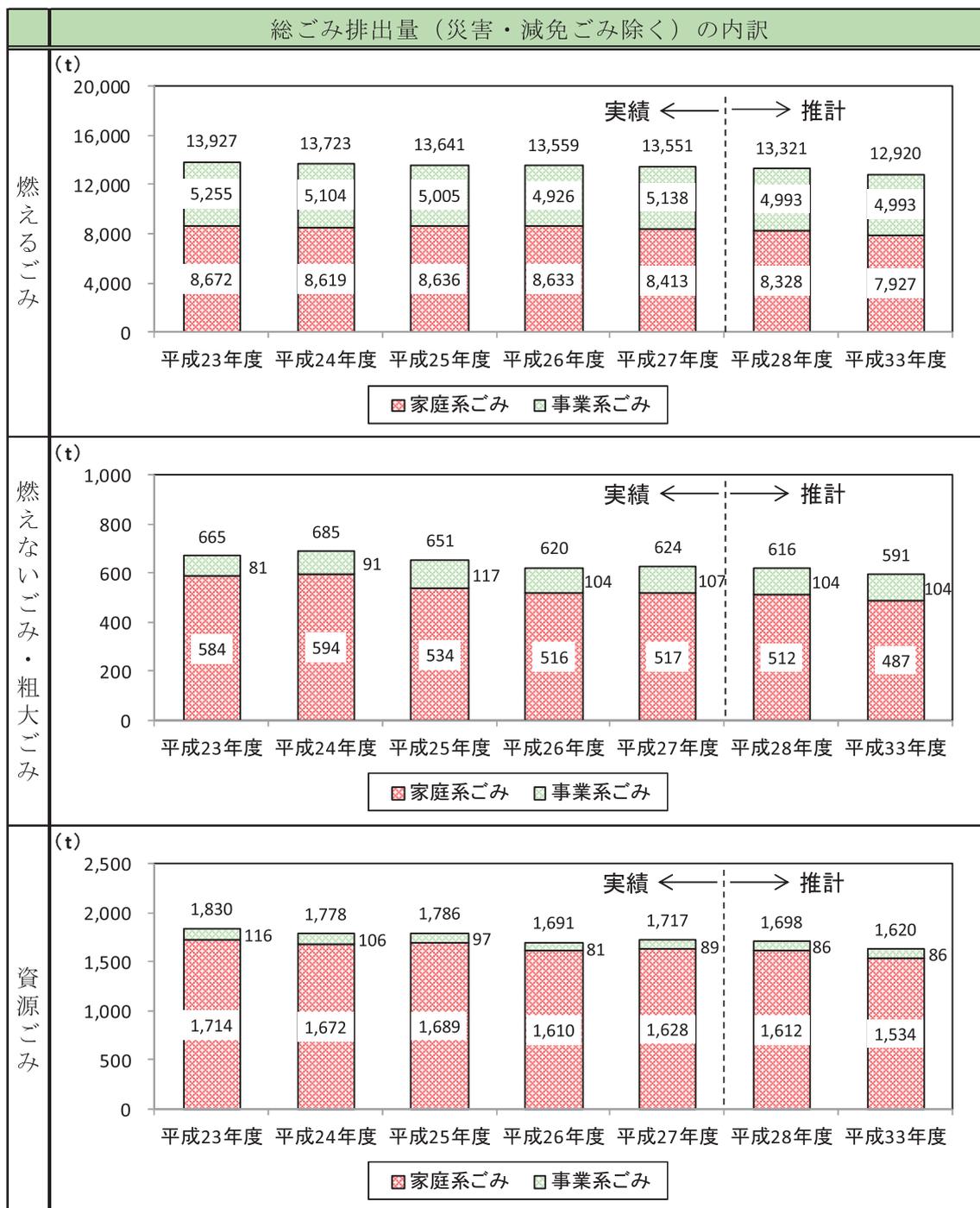
図4-10 総ごみ原単位の推計(現状のまま推移した場合)

## 第4章 ごみ処理の当面の目標

総ごみ排出量の内訳は、表4-3に示すとおりです。

燃えるごみ、燃えないごみ・粗大ごみ、資源ごみの排出量は、いずれも減少傾向となる見込みです。

**表4-3 総ごみ排出量の内訳(現状維持の場合)**



## 第4章 ごみ処理の当面の目標

また、資源ごみを除いた総ごみ排出量及び総ごみ原単位の推計は図4-11に示すとおりとなり、総ごみ原単位（資源ごみを除く）は平成27年度と比べて約2.1%増加すると推計されます。

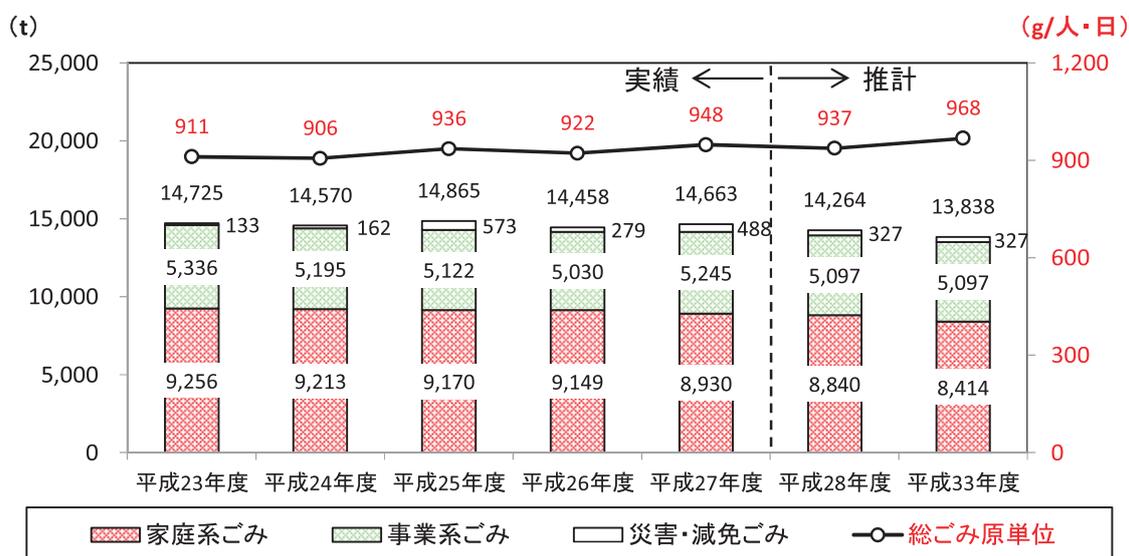


図4-11 総ごみ排出量(資源ごみを除く)及び総ごみ原単位(資源ごみを除く)の推計  
(現状のまま推移した場合)

4) 推計結果と既定計画目標値との比較

(1) 総ごみ原単位

総ごみ原単位の推計結果と既定計画目標値との比較を図4-12に示します。

現状のまま推移した場合、総ごみ原単位は平成33年度に1,081g/人・日となり、既定計画の目標値を目標年次において上回る見込みであり、ごみ排出量の削減に一層取り組む必要があります。

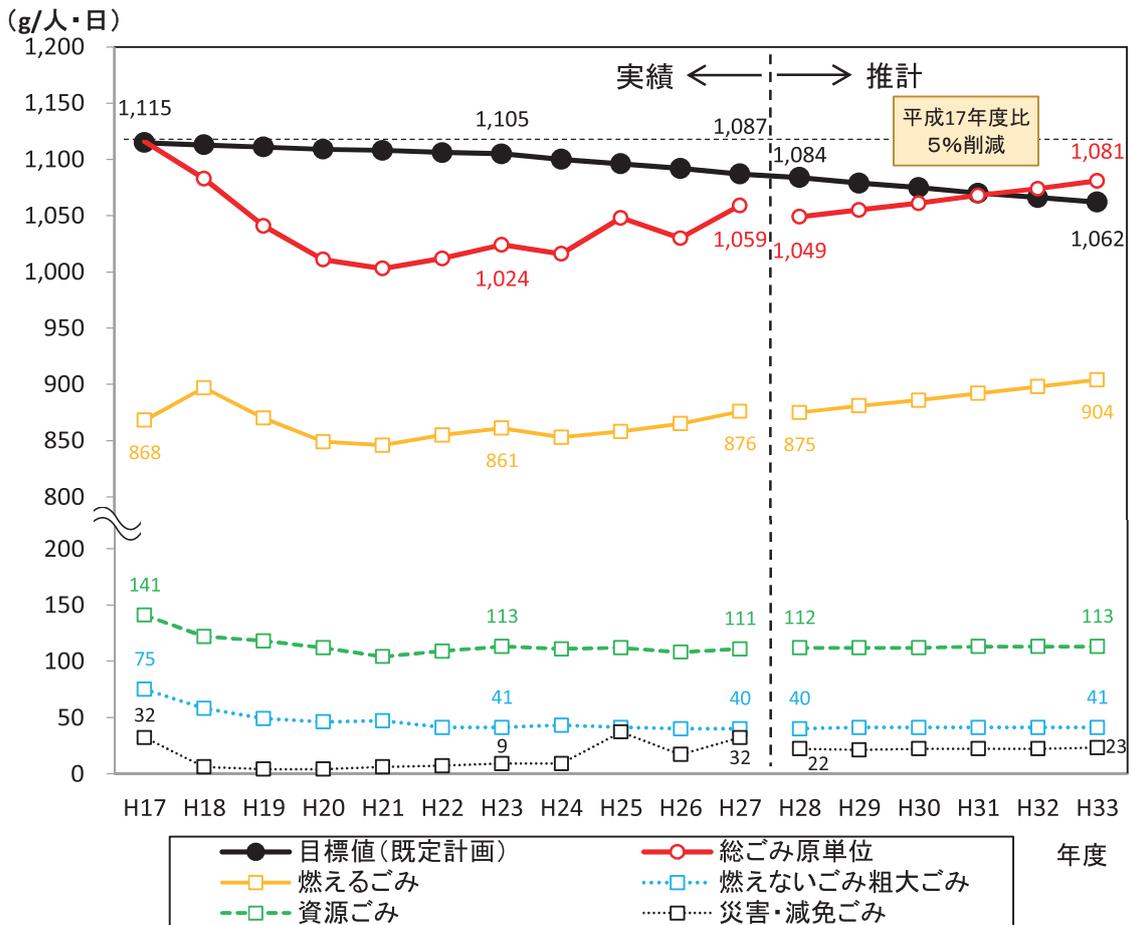


図4-12 推計結果と既定計画目標値との比較(総ごみ原単位)

(2) 総ごみ原単位（資源ごみを除く）

資源ごみを除いた総ごみ原単位の推計結果と既定計画目標値との比較を図4-13に示します。

現状のまま推移した場合、資源ごみを除いた総ごみ原単位は、平成28年度以降も増加の傾向となっており、平成33年度には既定計画の目標値を139g/人・日上回る968g/人・日となる見込みです。

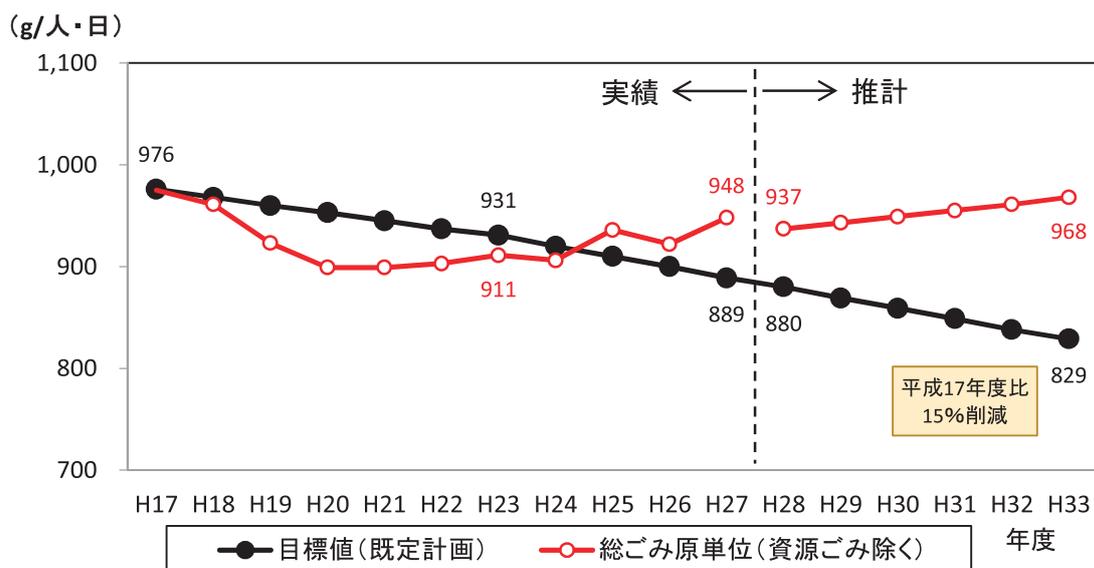


図4-13 推計結果と既定計画目標値との比較(総ごみ原単位(資源ごみ除く))

(3) 資源化率

資源化率（＝資源化された量÷総ごみ排出量）の推計結果と既定計画目標値との比較を図4-14に示します。

資源化率は平成28年度以降についても既定計画の目標値24%を大きく下回る見込みです。

このため、資源化への取り組みはより重点的に促進を図る必要があります。

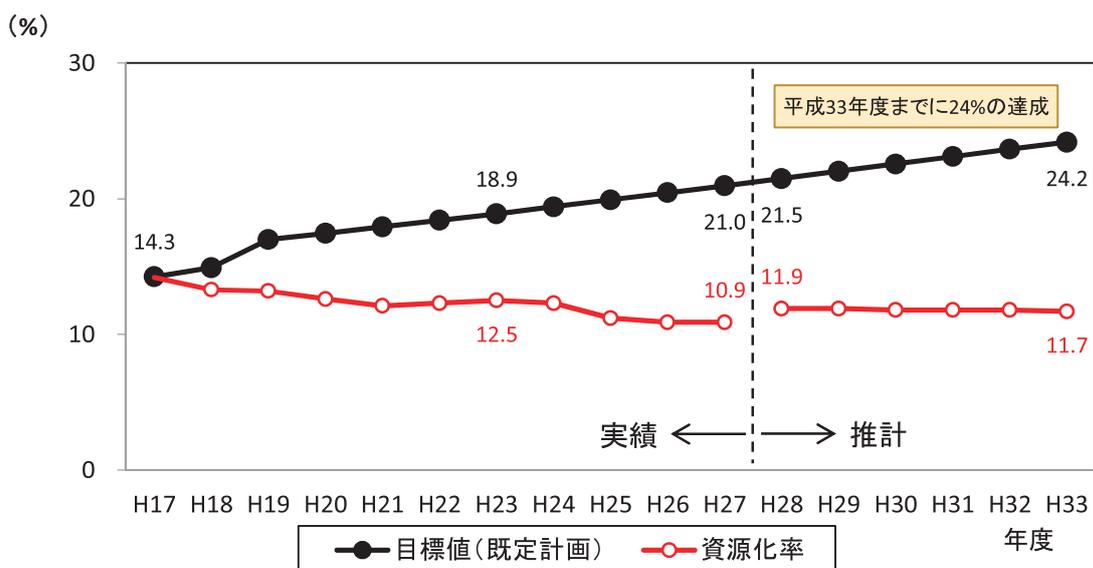


図4-14 推計結果と既定計画目標値との比較(資源化率)

5) 計画の目標

以上より、改訂版における計画の目標を表4-4に示すとおり設定します。

- ◆家庭系ごみ原単位は、平成33年度までに平成17年度比5%減の達成を目指します。
- ◆事業系ごみ原単位は、平成33年度までに平成27年度比2.7%減の達成を目指します。
- ◆資源化率（＝資源化量÷総ごみ排出量）は、既定計画の目標値と同様、平成33年度までに24%の達成を目指します。

表4-4 ごみ処理における計画の目標

項目	(実績)	現在		目標年次	備考
	平成17年度	平成27年度	平成32年度	平成33年度	
家庭系ごみ原単位	697g/人・日	683g/人・日	667g/人・日	662g/人・日	平成17年度比 5%削減
事業系ごみ原単位	18.2t/日	14.6t/日	14.3t/日	14.2t/日	平成27年度比 2.7%削減
資源化率	14.3%	10.9%	21.6%	24.0%	平成33年度までに 24%の達成

※平成32年度は、上位計画となる第二次指宿市環境基本計画の中間目標年度にあたります。

(1) ごみ排出量抑制に係る目標

ごみ排出量抑制に係る目標は、家庭系ごみ原単位及び事業系ごみ原単位について定めます。それぞれの推計値（現状のまま推移する場合）と目標値の比較を図に示すと図4-15及び図4-16のとおりであり、計画ごみ量（総ごみ排出量）を表4-5に示します。

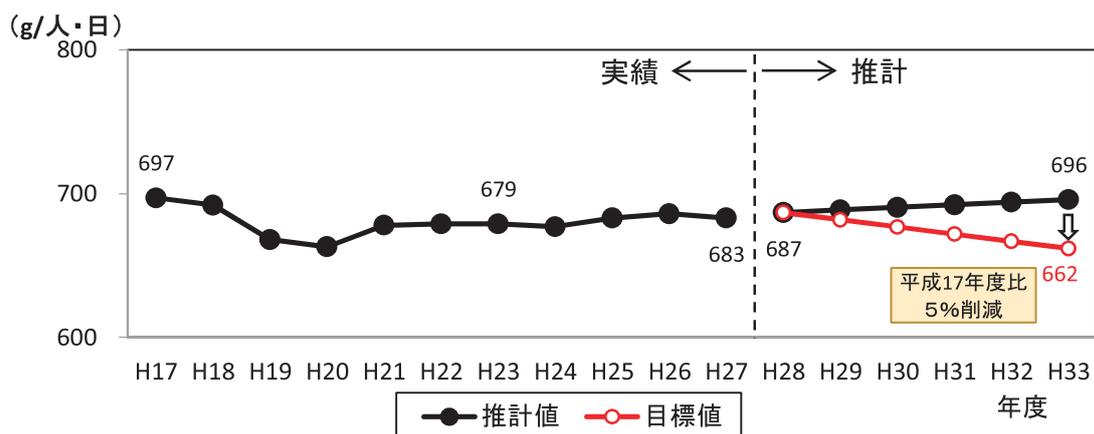


図4-15 推計値と目標値の比較(家庭系ごみ原単位)

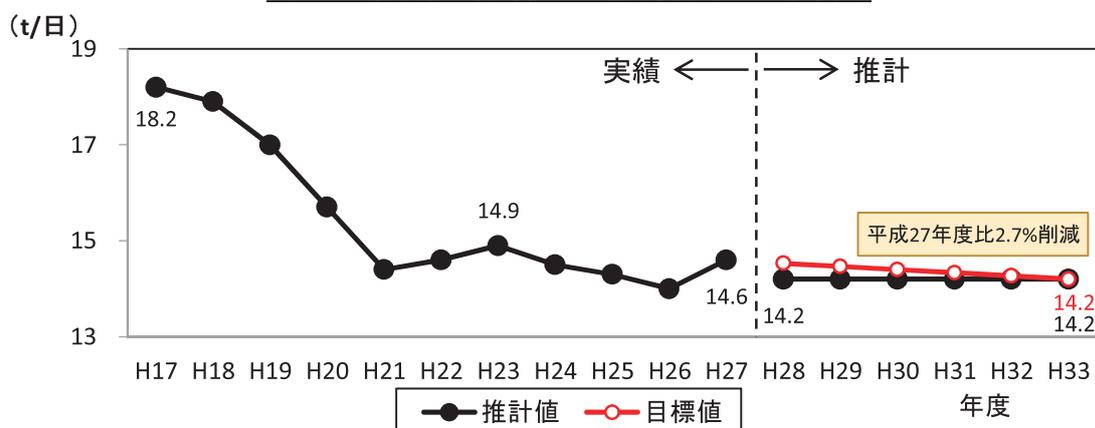


図4-16 推計値と目標値の比較(事業系ごみ原単位)

表4-5 計画ごみ量(総ごみ排出量)

項目	単位	実績			目標年次
		平成17年度	平成27年度	平成32年度	平成33年度
計画処理区域内人口	人	46,903	42,377	39,686	39,172
総ごみ排出量	t	19,101	16,380	15,206	14,972
原単位	g/人・日	1,116	1,059	1,050	1,047
家庭系ごみ	t	11,933	10,558	9,659	9,462
事業系ごみ	t	6,628	5,334	5,220	5,183
災害・減免ごみ	t	540	488	327	327

※平成32年度は、上位計画となる第二次指宿市環境基本計画の中間目標年度にあたります。

(2) 資源化率に係る目標

資源化率（＝資源化量÷総ごみ排出量）に係る目標は、既定計画を踏襲し、平成33年度までに24%を達成することとします。

資源化率の推計値（現状のまま推移する場合）と目標値の比較を図4-17に示します。

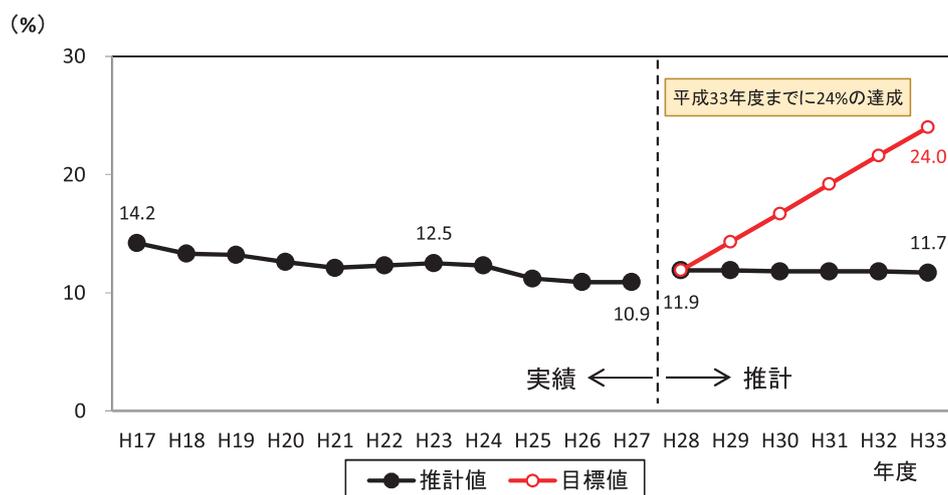


図4-17 推計値と目標値の比較(資源化率)

図4-17で確認できるとおり、目標値24%の達成は、現状のまま推移する場合の資源化率（約12%）と対比すれば非常にきびしい見通しであることが予見されます。しかしながら、総ごみ排出量の一層の削減や、モデル事業等を含めた、資源化施策を推進することで目標に近付くと考えられます。

ちなみに、資源化率24%の目標達成は、資源ごみを除く総ごみ排出量と資源化量が図4-18及び表4-6のような推移を示せば可能性を見出すことができます。

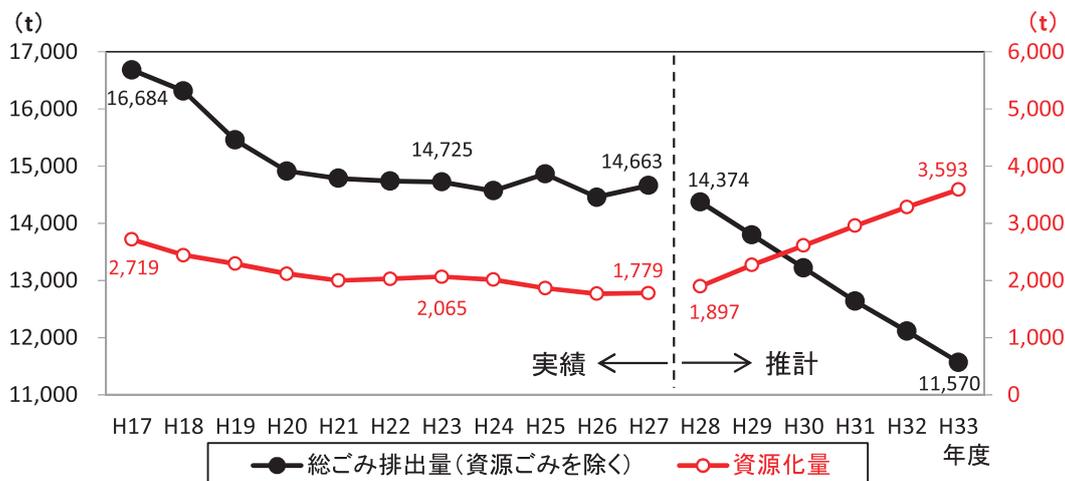


図4-18 目標達成に向けた、資源ごみを除く総ごみ排出量と資源化量の展望

第4章 ごみ処理の当面の目標

表 4-6 目標達成に向けた、資源ごみを除く総ごみ排出量と資源化量の展望

項目	単位	実績			目標年次	
		平成17年度	平成27年度	平成32年度	平成33年度	
計画処理区域内人口	人	46,903	42,377	39,686	39,172	
総ごみ排出量	t	19,101	16,380	15,206	14,972	
総ごみ排出量（資源ごみ除く）	t	16,684	14,663	12,115	11,570	
原単位	g/人・日	976	948	836	809	
家庭系ごみ	t	9,856	8,930	7,454	7,146	
事業系ごみ	t	6,288	5,245	4,334	4,097	
災害・減免ごみ	t	540	488	327	327	
資源化量	t	2,719	1,779	3,284	3,593	
資源化率	%	14.2	10.9	21.6	24.0	

※平成32年度は、上位計画となる第二次指宿市環境基本計画の中間目標年度にあたります。

## 第5章 目標実現に向けた施策の展開

### 1 重点施策

既定計画で定めた「重点施策」は、本計画においても一部補完的表現を施したうえで踏襲し、施策展開していきます。

#### 3つの重点施策

##### 重点施策1 紙類の排出抑制，資源化

新聞，段ボール，その他の紙等を分別収集していますが，燃えるごみには紙類が多く含まれています。そこで紙類について減量化，資源化が推進される対策を講じていきます。

##### 重点施策2 生ごみの排出抑制，資源化

生ごみについては，通常は分別が困難であるため分別収集を行っていません。しかし，燃えるごみの組成では多くの割合を占めていることから，台所などでの水切りの徹底や食品ロス削減運動などによる排出抑制や資源化を強化していきます。

##### 重点施策3 資源ごみのリサイクル促進策

資源ごみのリサイクルを促進するためには，市民がリサイクルに取り組みやすい制度や仕組みの整備が必要です。そのため，分別収集体制の時点見直し，地域住民が参加しやすい仕組みづくり，新たな回収品目の設定などを推進していきます。

**重点施策1** 紙類の排出抑制，資源化

**I 分別収集の徹底**

紙類の資源化の強化を図るため、現行の諸取り組みの周知に努めていきます。例えば、市の分別収集を活用してもらうために、システムの流れや実施場所、実施日、回収方法に関するPRを強化し、より多くの市民に参加してもらえるように努めます。

また、収集、資源化の関連を明確にし、市民に馴染みのある活動にしていきます。

**II 紙類資源化の機会の創出**

家庭系ごみ中の紙類の資源化を強化することに加え、事業者から排出される紙類についても、資源化を指導します。リサイクル事業者を斡旋したり、主体的に資源化するよう啓発活動を徹底したりしていきます。

**重点施策2** 生ごみの排出抑制，資源化

**I 生ごみ処理機器の普及**

生ごみが発生した際は、生ごみ処理機器を使って堆肥化し、有効利用すれば生ごみのほぼ全量を資源化することができます。

生ごみ処理機器購入費補助金交付制度の活用を促進し、生ごみ減量化と減量化意識の高揚を図り、家庭での「生ごみ100%資源化」を目指します。

**II 啓発活動の強化**

**1) 家庭系生ごみ対策**

生ごみは、家庭でのちょっとした努力で大幅に減らすことができます。

食材の購入，調理，食生活において，無駄をなくしていくことで簡単に生ごみが減少します。エコクッキングや食べ残しを極力減らすことなどにより，生ごみそのものを減らすことができます。また，生ごみの約7割程度が水分であることから，家庭での水切り，乾燥などにより水分を減らすことができます。こうした生ごみ削減の方法や工夫について啓発活動を強化するため，広報紙やホームページに関連記事を掲載したり，チラシの戸別配布などを行ったりして周知を図ります。

**2) 事業者の生ごみ対策**

食品リサイクル法の施行に伴い，関係する事業者は主体的に生ごみの資源化を推進しなければなりません。

しかし，小規模な事業者や法律の適用を受けない事業者もあり，食品リサイクル法だけでは完全に対応できません。観光客に由来する生ごみ対策も重要で，観光関連事業者への啓発も欠くことはできません。

そうした事業者に対しても生ごみ減量や主体的なリサイクルシステムの構築を指導する等の対策を推進します。

また，現在推進している，食品ロス削減の取り組みである「<sup>さんまる</sup>30・<sup>いちまる</sup>10運動」についても，啓発活動を図ります。

**重点施策3** 資源ごみのリサイクル促進策

**I 資源ごみの分別収集体制の見直し**

資源を回収しやすい環境をつくるため、資源ごみの分別収集体制を逐次見直していきます。

1) 資源収集日、回収方法の工夫

資源ごみの収集あるいは回収方法は、既定計画以降、順次工夫・見直しされています。現在は、ステーション収集（1回/月）、地区立会収集（1回/月）、常設収集所（随時）となっています。

いずれにしても資源ごみの収集あるいは回収方法は、逐次工夫・見直しし、資源を回収しやすい環境づくりに努めます。

2) 市民主体の回収を推進

資源ごみの資源化は、回収した資源の品質や量によって、またその時の資源の需要によって価値が変化します。紙類、アルミ缶など市場性のある資源については、市民と資源回収等を行っている事業者が連携し、直接資源化できるシステムを構築できる可能性は高いと考えられます。そうした自主的なリサイクルシステムづくりを促すため、主体となる人材や団体の育成情報の提供やアドバイスなど側面から支援していきます。

**II 地域住民が参加しやすい仕組みづくり**

1) 環境衛生協力会の協力

地域において、環境衛生協力会の協力の下、ごみの発生抑制、資源化に対する啓発活動を推進します。

2) 公民館などを中心としたリサイクル活動の展開

資源ごみの分別収集など市全域での共通の取り組みとは別に、地域に根ざしたきめ細かな取り組み体制をつくっていくため、公民館、集会所などを拠点として、地域の実情に合ったリサイクル活動を展開していきます。

3) 市民のアイデアの活用

各地域の市民による市民自らのアイデアを活かした取り組みを推進していきます。

### Ⅲ 新たな資源回収品目の検討

#### 1) 布類

布類はモデル的に分別収集していますが、ウエスや中古衣類として資源化できるものが限定的であることや排出段階での分別の徹底がしにくいこと、収集及び資源化に係るコスト面など、資源化を円滑に進めるためには、今後もあらゆる手法を検討していきます。

#### 2) 生ごみ

生ごみについても、モデル事業として分別収集を行っていますが、生ごみ以外の異物の混入や堆肥にした際の引き取り先の確保等が困難な状況にあります。

一部の都市では、地域の事業者、農協、農家等を巻き込んでリサイクル事業を展開しているケースもあります。そうした事例を参考にしながら、地域の取り組みとしての可能性について今後も検討していきます。

## 2 個別施策と取り組み

目標の実現に向けた3つの重点施策の他に、計画期間内に重点的に展開する個別の施策と取り組みを次に示すとおり定めます。

### 個別施策1：無駄をなくし、ごみをできるだけ出さない2Rの推進

取組：リデュース（排出抑制）の優先、リユース（再使用）の優先

### 個別施策2：環境・リサイクル情報発信と意識高揚を図る行動展開

取組1：若者から高齢者までの幅広い市民層に向けた情報発信

取組2：事業者に向けた情報発信

取組3：環境教育・学習の充実

### 個別施策3：広域連携による新しいごみ処理システムの安定化

取組1：広域連携による新しいごみ処理システムの安定化

取組2：災害廃棄物処理計画立案に向けた調整

個別施策1：無駄をなくし、ごみをできるだけ出さない2Rの推進

取組：リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）の優先

可能な限り、ごみの排出抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）を進め、次に再生利用（リサイクル）を進めるという3Rの考え方を理解し、リサイクルよりも、2R（リデュース・リユース）の取り組みを優先し、無駄をなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立していきます。

具体的には、既に重点施策で示した「生ごみの排出抑制」の他、「容器包装の排出抑制」、「古着・古布の再利用」が挙げられます。

【コラム】台所ごみの水切りの徹底

一般に家庭から排出される燃えるごみの約3割が台所から出る生ごみ（厨芥類）となっています。

その生ごみには約7～8割水分が含まれており、生ごみの水分を減らすことで、燃えるごみの量を大きく減らす事が可能です。

また、生ごみの水分を減らすことで、収集車の運搬効率が向上し、CO<sub>2</sub>の排出削減につながるだけでなく、悪臭や腐敗防止にもつながります。

生ごみを捨てる前に水を切るひと工夫をお願いします。

<生ごみの水切り方法>

- ① 乾いたものは、乾いたままにして捨てる（ぬらさない）。
- ② 水分を含んだものは、水切りネットでしぼる。または、乾燥させて捨てる。

## 個別施策2：環境・リサイクル情報発信と意識高揚を図る行動展開

### 取組1：若者から高齢者までの幅広い市民層に向けた情報発信

ポスター（ごみの分け方・出し方）やホームページなどにより、いつでも簡単にごみの分け方やルールを調べることができるような情報発信を展開します。

市民の関心を高めるため、環境やリサイクル情報に関するイベント、シンポジウム、フリーマーケットの開催、再生事業者の工場見学等を開催します。

また、引っ越しや年末年始などの際に多量にごみが排出されないよう排出者に対し、使えるものや資源化できるものはリサイクルショップや廃品回収で引き取ってもらい、ごみを有効に利用して減らすよう啓発します。

### 取組2：事業者に向けた情報発信

事業者のごみ処理責任に則った指導やルールの啓発を行い、ごみの減量・資源化を推進します。指宿市では、事業者がごみの減量・資源化について理解を深め、行動につながるための具体的な情報発信を行います。

また、店舗付き住宅居住者には、事業系ごみと家庭系ごみの識別等のルール周知を行い、排出ルールやマナーの向上を図ります。

### 取組3：環境教育・学習の充実

ごみ処理関連施設の見学会の環境教育を通して、資源ごみリサイクルの意識啓発を図ります。

市民に対し、講演会・懇親会の開催や職員が出向く説明会・出前講座など、学習機会を提供し、情報提供や意識啓発、要望の把握に努めます。

### 個別施策3：広域連携による新しいごみ処理システムの安定化

#### 取組1：広域連携による新しいごみ処理システムの安定化

指宿広域クリーンセンターの供用開始以降の一定期間は、ごみ処理見込み量と実績量にギャップが生じやすい状況にあります。

ごみ処理システムが安定するよう、ごみの減量化・資源化に向けた啓発や取り組みを行い、燃えるごみの処理量の低減に努めます。

#### 取組2：災害廃棄物処理計画立案に向けた調整

地震や水害などによる大規模災害により、ごみ処理サービスを一時的に停止せざるを得なくなったり、緊急的に災害ごみが急増した場合に備えて、ごみの仮置きや処理体制などについて定める、災害廃棄物処理計画の立案に向けて鹿児島県等と調整を図ります。



# 第6章

---

## ごみ処理の方向性

1. 収集・運搬計画
2. 中間処理計画
3. 最終処分計画
4. 再資源化・有効利用計画



## 第6章 ごみ処理の方向性

### 1 収集・運搬計画

#### 1) 基本的な考え方

指宿市では、市民・事業者に対し排出分別の周知徹底を図るとともに、排出されたごみの収集・運搬を安全かつ衛生的に実施します。

#### 2) ごみの収集対象区域

ごみの収集対象区域は、指宿市全域とします。

#### 3) 分別収集と収集・運搬体制

ごみの排出分別区分を表 6-1 に、ごみの収集運搬を表 6-2 に示します。

ごみ質やごみ量の変化、受け入れ態勢の変更などの状況が大きく変化した場合は、効率的な収集・運搬体制を検討し、必要に応じて見直しを行います。

表 6-1 ごみの排出分別区分(計画)

排出区分分別		
燃えるごみ		
燃えないごみ		
粗大ごみ		
資源ごみ	空き缶	アルミ缶 スチール缶
	空きびん	無色のびん
		茶色のびん
		その他の色のびん
	白色トレイ・発泡スチロール	
	プラスチック製容器包装	
	ペットボトル	
	紙パック	
	紙類	新聞・チラシ
		段ボール
		その他の紙
	廃食油	
	スプレー缶・カセットボンベ	
	小型家電	
生ごみ (モデル)		
衣類・布団 (モデル)		
有害ごみ		
埋立ごみ		

表 6-2 ごみの収集運搬(計画)

収集区分	収集方法	排出方法	収集・運搬	収集頻度					
燃えるごみ	ステーション方式	指定袋（記名式）	委託	2回/週					
燃えないごみ	ステーション方式	指定袋（記名式）	委託	1回/月					
粗大ごみ	拠点回収方式	—	委託	2回/年					
資源ごみ	ステーション方式 拠点回収方式	【ごみステーション】 指定袋（記名式）  【地区立会収集】 コンテナ・ネット・ 指定袋（記名式）  【常設収集所】 コンテナ・ネット・ 指定袋（記名式）	委託	【ステーション収集】 1回/月  【地区立会収集】 1回/月  【常設収集所】 毎日					
					空き缶 アルミ缶 スチール缶				
					空きびん 無色のびん 茶色のびん その他の色のびん				
					白色トレイ・ 発泡スチロール				
					プラスチック製 容器包装				
					ペットボトル				
					紙バック				
					新聞・チラシ				
					段ボール				
					その他の紙				
					廃食用油	拠点回収方式	専用容器（ドラム缶）	委託	【常設収集所】 毎日
					スプレー缶 ・カセットボンベ	拠点回収方式	コンテナ	委託	【地区立会収集】 1回/月 【常設収集所】 毎日
					小型家電	拠点回収方式	専用容器（箱）	委託	【常設収集所】 毎日
生ごみ（モデル）	拠点回収方式	専用容器（バケツ）	委託	【常設収集所】 毎日					
衣類・布団（モデル）	拠点回収方式	—	委託	【常設収集所】 毎日					
有害ごみ	拠点回収方式	コンテナ	委託	【常設収集所】 毎日					
埋立ごみ	直接搬入	—	—	—					

資料：ごみの分け方・出し方

## 2 中間処理計画

### 1) 基本的な考え方

「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」は、広域処理を展開し、指宿広域市町村圏組合の「指宿広域クリーンセンター」で適正処理と適正管理に努めていきます。

### 2) 広域連携の強化

処理施設の安定運転を励行するために、様々な対応に関して協議し、問題解決を図るための広域連携を強化していきます。

### 3 最終処分計画

#### 1) 基本的な考え方

指宿広域クリーンセンターで資源化・減量化をおこなった後、処理残渣については、指宿広域市町村圏組合の広域最終処分場で適正に埋立処分していきます。

なお、がれき等については、浸出水処理が不要な処分場で引き続き埋立処分を行います。

#### 2) 浸出水処理が不要な処分場の適正管理

供用されている処分場については、今後とも生活環境保全上支障ないように適正管理に努めていきます。

### 4 再資源化・有効利用計画

#### 1) 基本的な考え方

収集されたごみのうち、「資源ごみ」、「有害ごみ」については、資源回収業者や再生事業者によって再資源化します。

収集されたごみのうち、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」については、指宿広域クリーンセンターのリサイクルセンターで金属回収を行っていきます。

#### 2) リサイクル率の向上

指宿市におけるリサイクル率は、全国平均を大きく下回っている状況です。前述した施策の展開を励行し、リサイクル率の向上を図っていきます。

